

亀山市告示第37号

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（補助対象浄化槽）</p> <p>第4条 補助の対象となる浄化槽（以下「補助対象浄化槽」という。）は、次に掲げる浄化槽とする。</p> <p>（1）浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、<u>法第4条第2項</u>の規定による構造基準に適合し、し尿と生活雑排水を併せて処理するもののうち、次の機能を有し、かつ、国庫補助対象となるもの</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>[(2) 略]</p>	<p>（補助対象浄化槽）</p> <p>第4条 補助の対象となる浄化槽（以下「補助対象浄化槽」という。）は、次に掲げる浄化槽とする。</p> <p>（1）浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、<u>法第4条第1項</u>の規定による構造基準に適合し、し尿と生活雑排水を併せて処理するもののうち、次の機能を有し、かつ、国庫補助対象となるもの</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>[(2) 略]</p>

(補助金の交付対象者)

第5条 [略]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

[(1) 略]

(2) 第7条の規定による申請をした日の属する年度内に浄化槽の設置を完了することができない者

(3) 販売の目的で、浄化槽が附属した建築物の建築（改築を含む。以下同じ。）をする者

[(4) 略]

[3 略]

[条を削る。]

(補助金の交付対象者)

第5条 [略]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

[(1) 略]

(2) 第8条の規定による申請をした日の属する年度内に浄化槽の設置を完了することができない者

(3) 販売の目的で、浄化槽が附属した建築物の建築（改築を含む。以下同じ。）をする者（以下「建築者」という。）。ただし、当該建築物を購入した者（以下「建築物購入者」という。）については、この限りでない。

[(4) 略]

[3 略]

（事前協議）

第7条 建築者は、建築物購入者が補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ浄化槽整備事業補助金交付申請に係る事前協議書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を事前協議回答書（様式第2号）により建築者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象浄化槽の設置工事に着手する前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1) ~ (4) 略]

[号を削る。]

(5) [略]

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定事項の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた事項を変更しようとするとき、又は当該補助金の交付に係る補助対象浄化槽の設置(以下「補助事業」とい

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象浄化槽の設置工事に着手する前に補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定による事前協議が行われた場合で建築物購入者が提出するときは、補助対象工事が完了した後に提出することができる。

[(1) ~ (4) 略]

(5) 建築物購入者にあつては、建築者との関係を明らかにする書類

(6) [略]

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第4号)又は補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定事項の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた事項を変更しようとするとき、又は当該補助金の交付に係る補助対象浄化槽の設置(以下「補助事業」とい

う。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

[2 略]

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、当該補助事業の完了後1月以内又は当該補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(5) 略]

[項を削る。]

(補助金の交付額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助金交付決定

う。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

[2 略]

(実績報告)

第11条 補助金交付決定者(建築物購入者を除く。)は、当該補助事業の完了後1月以内又は当該補助事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(5) 略]

2 補助金交付決定者のうち建築物購入者は、当該建築物の売買契約締結後1月以内又は当該売買契約締結をした日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、前項各号に掲げる書類に所有権移転後の家屋登記簿謄本を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助金交付

<p>者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p><u>第12条</u> 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を請求するものとし、市長は、その請求に基づき補助金を交付する。</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p><u>第14条</u> [略]</p>	<p>決定者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p><u>第13条</u> 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに補助金交付請求書(様式第9号)により補助金を請求するものとし、市長は、その請求に基づき補助金を交付する。</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に、「第8条」を「第7条」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第5号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に、「第10条」を「第9条」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「第11条」を「第10条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「(第12条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第9号中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に、「第13条」を「第12条」に改め、同様式を様式第7号とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。